

第112回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- 事業報告
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- 連結計算書類
「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」
- 計算書類
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

第112期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

カメイ株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款、取締役会規程及びその他の社内諸規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員の職務の執行を監督する。
 - b. 取締役は、取締役会にて決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内諸規程等に従い、担当職務を執行する。
 - c. 取締役及び使用人は、法令、定款及び社内諸規程等を遵守するとともに、企業倫理体系（活動理念、社是、企業倫理憲章、行動基準及びコーポレート・スローガン）の趣旨、精神を尊重して行動する。
 - d. 監査役は、監査役会規程に則り、取締役及び執行役員の職務執行の適正性を監査する。
 - e. 監査室は、内部監査規程に基づき、業務全般に関し、法令、定款及び社内諸規程等の遵守状況を監査し、妥当性を検証する。
 - f. 財務報告に係る内部統制体制を整備し、財務報告の信頼性及び適正性を確保する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会規程、稟議規程及び文書管理規程等に基づき、関係書類を適切に保存及び管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険の管理体制構築のため、危機管理及びリスク管理に関する規程を整備するとともに、これを統括管理する危機管理委員会を設置する。
このほか、社内諸規程等を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理し、必要に応じて外部の専門家などの意見を得る。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役会は、毎月 1 回定例取締役会を開催し、経営方針をはじめ、定款、取締役会規程に基づく付議事項、経営に関する重要事項及び法令で定められた事項等を審議・決定する。
 - b. 執行役員制度を導入し、経営の意思決定、監督機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図る。
 - c. 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌・職務権限規程、その他の社内諸規程等を整備し、業務執行に関する職務権限や責任の明確化を図る。
- ⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社の関係会社管理規程に基づき、関係会社を管理・指導する組織を設置し、経営等に関する資料の提出を求めるとともに、関係会社業績等報告会を定期的に開催する。
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社の損失の危険の管理体制を構築するため、危機管理及びリスク管理に関する社内諸規程等を整備し、グループ全体のリスクを管理する。
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社から定期的に業務報告を受け、重要事項は事前に協議することなどにより、子会社の取締役等の職務執行の効率を確保する。
 - ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の役員等がグループ各社の役員等に就任するほか、当社の監査役及び内部監査部門による監査、並びに内部統制部門による財務報告に係る内部統制の整備・運用の状況の評価などにより、業務の適正性を検証する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役よりその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、内部監査部門の構成員の中から監査役の職務を補助する使用人を選任する。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人は監査役より監査業務に必要な事項の調査を命ぜられた場合には、その命令に関して取締役及びその他の使用人の指示命令は受けないものとする。

- ⑧ 第6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示命令下に置くものとし、当該使用人の評価・人事異動等については、監査役会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定する。

- ⑨ 監査役への報告に関する体制

イ. 取締役等及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役等及び使用人は、取締役会及び社内の重要な会議において、適宜、職務執行状況を監査役に報告する。また、法令、定款に違反する行為並びに財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある情報は、速やかにかつ適切に監査役に報告する。

ロ. 子会社の取締役・監査役等及び使用人等から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

子会社の監査等を通じて、子会社の取締役・監査役等及び使用人等から報告を受けた者は、適時かつ適切に当社の監査役に報告する。また、当社の監査役から業務執行に関する事項等について報告を求められたときは、速やかにかつ適切に報告する。

- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報運用規程に基づき、監査役に報告したことを理由として、報告者に対する不利益な取扱いを禁止する。

- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査室へのインタビューや内部監査の報告等を通じて、内部監査部門と連携を確保する。監査役がその役割・責務を果たすうえで必要と考える場合には、外部の弁護士等の専門家の助言を得ることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① コンプライアンス及びリスク管理

当社は、法令、定款及び社内諸規程等の遵守及び企業倫理体系（活動理念、社是、企業倫理憲章、行動基準及びコーポレート・スローガン）の趣旨、精神の尊重を徹底することなどにより、コンプライアンス意識の向上に努めております。

また、財務報告に係る内部統制体制を構築し、内部統制報告会の定期的な開催等により、財務報告の信頼性及び適正性を確保しております。

さらに、監査室は内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内諸規程等の遵守状況を監査し、妥当性を検証しております。

リスク管理につきましては、危機管理規程及びリスク管理規程等に基づき、リスク管理体制を構築するとともに、内部通報運用規程に基づき、内部通報窓口を設置し、適切に運用しております。

- ② 職務執行の適正及び効率性

当社は、取締役会を毎月1回開催し、法令、定款、取締役会規程等に基づき、経営に関する重要事項について社外取締役の意見等も踏まえ審議・決定するとともに、取締役及び執行役員の職務執行状況を監督しております。

また、職務執行の効率性につきましては、業務分掌・職務権限規程等に定められた権限や責任に基づき、効率的に職務を執行しております。

③ 企業集団における業務の適正の確保

当社は、関係会社管理規程に基づき、総合企画室が適宜、子会社から経営等に関する資料の提出を求めるとともに、四半期毎に関係会社業績等報告会を開催し、子会社の指導・監督を行い、経営の効率化を図っております。

また、当社役員等が子会社の役員に就任するほか、当社の監査役及び監査室が子会社の監査を実施することなどにより、業務の適正を確保しております。

④ 監査役監査の実効性の確保

監査役は、監査役会が定めた監査方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況の説明等を求めるとともに、業務、財産の調査等を通じて取締役の職務遂行の監査を行っております。

また、監査役は、監査室へのインタビューや内部監査の報告を通じて、監査室と連携することにより、監査の実効性の向上を図っております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	8,132	7,361	125,147	△4,228	136,413
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,792		△1,792
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			10,690		10,690
自 己 株 式 の 取 得				△5,477	△5,477
自 己 株 式 の 消 却			△6,385	6,385	－
土地再評価差額金の取崩			5		5
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	2,518	907	3,426
当連結会計年度末残高	8,132	7,361	127,666	△3,320	139,839

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	6,044	△0	371	8,220	△42	14,593	8,060	159,067
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当						－		△1,792
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						－		10,690
自 己 株 式 の 取 得						－		△5,477
自 己 株 式 の 消 却						－		－
土地再評価差額金の取崩			△5			△5		－
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△6	0	△62	3,856	△96	3,691	283	3,975
連結会計年度中の変動額合計	△6	0	△67	3,856	△96	3,686	283	7,396
当連結会計年度末残高	6,038	△0	304	12,077	△138	18,280	8,344	166,463

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 51社
- ・主要な連結子会社の名称 カメイ物流サービス株式会社
仙台トヨペット株式会社
山形トヨペット株式会社
三興メイビス株式会社
株式会社オーシマ小野商事
Mitsuwa Corporation

(連結の範囲の変更)

2024年4月1日を効力発生日として、連結子会社である株式会社立花マテリアルを存続会社、連結子会社であった株式会社立花ADMを消滅会社とする吸収合併を行ったことにより、株式会社立花ADMを連結の範囲から除外しております。

当連結会計年度より、当社が株式会社設備センターの株式を2025年2月に新たに取得したことにより、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 株式会社パシフィック
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社
の数 2社
- ・主要な会社等の名称 株式会社パシフィック
- ・持分法適用の関連会社の数 2社
- ・主要な会社等の名称 株式会社宮城テレビ放送

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称 株式会社ジェームス仙台
- ・ 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、Mitsuwa Corporation他19社を除いて連結決算日と一致しております。なお、当該会社他19社の決算日は12月31日であり、連結決算日との差異が3カ月以内のため、連結決算日との間に生じた重要な取引の調整を除きそのまま連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております）

- ・ 市場価格のない株式

主として移動平均法による原価法

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法又は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

主として、定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	15年～50年
機械装置及び運搬具	3年～15年
その他	5年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年

顧客関連資産

5 年～10年

- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (4) 使用権資産
リース期間に基づく定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。
 - ③ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
 - ④ 特別修繕引当金
船舶の特別修繕に要する費用の支出に備えるため、将来の見積修繕額に基づいて計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
 - ① 当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
 - イ. 一時点での収益の認識（全事業）
当社及び連結子会社においては、顧客に対し石油関係、食品関係、自動車関係、住宅設備機器関係、処方箋関係等の多岐にわたる商品の販売を行っており、顧客へ商品を引渡した時点で収益を認識しております。
 - ロ. 一定期間にわたる収益の認識（エネルギー事業、建設関連事業）
 - ・エネルギー事業（ガスの販売）
エネルギー事業においては、顧客に対し L P ガス等の販売を行っており、顧客のガスの使用量に基づき収益を認識しております。
 - ・建設関連事業（工事契約）
建設関連事業においては、顧客に対し建設工事やリフォーム工事を提供しており、工事の進捗度に基づき収益を認識しております。
 - ② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - ① ヘッジ会計の方法
 - ・ヘッジ会計の方法
当社及び一部の連結子会社においては、繰延ヘッジによっております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を行っております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段：為替予約取引
ヘッジ対象：外貨建金銭債務及び外貨建予定取引
- b. ヘッジ手段：商品スワップ
ヘッジ対象：石油製品等の購入及び販売取引
- c. ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金

・ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社は、「輸入取引規程」及び「デリバティブ取引管理規程」に基づき、通常の営業過程で生じる輸入取引に係る為替変動リスクや石油製品等の価格変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

・ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、その変動額等を基礎として、ヘッジ有効性を評価しております。

なお、ヘッジの有効性が高い為替予約取引及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

② のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生した都度判断し、適切な償却期間（5年～20年）で定額法により償却を行っております。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、発生時にその全額を償却しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、一部の連結子会社では発生した年度に一括費用処理し、一部の連結子会社ではその発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

1. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

Ⅲ. 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度において「流動負債」の「その他」に含めていた「前受金」は金額的重要性が高まったため、当連結会計年度より独立掲記しております。

Ⅳ．収益認識に関する注記

１．収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				
	エネルギー事業	食料事業	建設関連事業	自動車関連事業	海外・貿易事業
売上高					
一時点で移転される財	266,744	36,616	31,855	70,491	89,948
一定の期間にわたり移転される財	15,748	－	16,152	－	－
顧客との契約から生じる収益	282,492	36,616	48,007	70,491	89,948
その他の収益（注） 2	188	63	23	3,092	－
外部顧客への売上高	282,681	36,679	48,031	73,584	89,948

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計
	ペット関連事業	ファーマシー事業	計		
売上高					
一時点で移転される財	14,311	19,829	529,797	6,378	536,175
一定の期間にわたり移転される財	－	－	31,901	－	31,901
顧客との契約から生じる収益	14,311	19,829	561,698	6,378	568,076
その他の収益（注） 2	－	32	3,400	2,804	6,204
外部顧客への売上高	14,311	19,861	565,098	9,182	574,281

(注) １．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報機器の販売、運送業、不動産賃貸業等を含んでおります。

２．「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益等でありません。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(1) 一時点での収益の認識（全事業）

当社及び連結子会社においては、顧客に対し石油関係、食品関係、自動車関係、住宅設備機器関係、処方箋関係等の多岐にわたる商品の販売を行っております。

商品の販売からの収益は、商品の引渡し時点において当該商品に対する支配が顧客に移転し、当社及び連結子会社の履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

これらの商品の販売による収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、割戻等及び消費税等の税金を控除した金額で測定しております。加えて当社及び連結子会社の顧客に対して支払いを行っている場合で、顧客に支払われる対価が顧客からの別個の財又はサービスに対する支払いである場合を除き、顧客との契約において約束された対価からその対価を控除した金額で測定しております。

自動車関連事業以外の取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

自動車関連事業においては割賦販売を行っており、当該債権の回収は商品の引渡し後概ね5年の割賦払い期間にわたり、顧客と約束した対価の額と当該商品の現金販売価格との差額に重要性があることから、重要な金融要素が含まれていると判断しております。このため、商品の引渡し時点では販売価格から重要な金融要素を除いた額で収益を認識し、重要な金融要素部分については決済期日までの期間にわたり各期の純損益に配分しております。

なお、主に食料事業の直送取引に関しては、出荷・配送の一連の作業は他の当事者により行われており、当社及び連結子会社は、在庫リスク及び価格裁量権を有していないことから、当該他の当事者により商品が提供されるように手配することが当社及び連結子会社の履行義務であり、代理人として取引を行っているとは判断し、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(2) 一定期間にわたる収益の認識（エネルギー事業、建設関連事業）

① エネルギー事業（ガスの販売）

エネルギー事業においては、顧客に対しLPガス等の販売を行っております。

ガスの販売は、顧客との契約に基づき使用量に応じて顧客へ請求が行われるため、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、顧客のガスの使用量に基づき収益を認識しております。

また、ガスの使用量は、毎月の検針によって測定されますが、決算月に実施した検針日から決算日までに生じた収益については、決算月の日数に対する未検針日数の割合に基づく日数按分により見積り計上しております。

当該サービスによる収益は、顧客との契約において約束された対価から、値

引、割戻等及び消費税等の税金を控除した金額で測定しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として3カ月以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

② 建設関連事業（工事契約）

建設関連事業においては、顧客に対し建設工事やリフォーム工事を提供しております。

建設工事やリフォーム工事は、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

当該サービスの提供は、顧客との契約に基づく作業の実施又は工事費用の支払によりサービスが移転するため、発生した原価を基礎としてインプットに基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができると判断しております。進捗度の測定は、契約ごとに、期末日までに発生した原価が、見積り総額に占める割合に基づいて行っております。

当該サービスによる収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、割戻等及び消費税等の税金を控除した金額で測定しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度（百万円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	86,409
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	72,415
契約資産（期首残高）	6,032
契約資産（期末残高）	3,620
契約負債（期首残高）	6,180
契約負債（期末残高）	7,666

契約資産は、ガスの販売及び工事契約について期末日時点で履行義務を充足しているものの未請求の対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。当該対価は、支払条件に従い請求し、ガスの販売については主として3カ月以内、工事契約については主として1年以内に受領しております。

契約負債は、当社及び連結子会社が工事契約及び保守契約等に基づき、役務の提供に先立って顧客から受領した前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。契約負債は、連結貸借対照表上、流動負債の「前受金」に含ま

れております。当期に収益認識した金額のうち、期首の契約負債に含まれていた金額は4,908百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社における残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下の通りであります。

残存履行義務に配分した取引価格	当連結会計年度（百万円）
1年内	13,488
1年超～2年以内	1,278
3年超	730

V. 重要な会計上の見積りに関する注記

（顧客関連資産の減損）

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

顧客関連資産残高（2,201百万円）には、2021年8月にEastern Green Marketing Pte. Ltd.及びAlamanda Singapore Pte. Ltd.を取得したことに伴う顧客関連資産（1,065百万円）が含まれております。

2. 会計上の見積りの内容について理解に資するその他の情報

「固定資産の減損に係る会計基準」等に基づき、減損の兆候を識別しましたが、各社を一つの資産として作成した事業計画を基礎として算定した割引前将来キャッシュ・フローの総額が、当該資産グループの固定資産の帳簿価額を上回ったため、当連結会計年度において減損損失を認識しておりません。

減損損失の認識の判定において使用する割引前将来キャッシュ・フローの総額は、経営者によって承認された各社の事業計画を基礎として算定されており、当該事業計画には以下の仮定が含まれております。

・主要顧客であるシンガポール国内のスーパーマーケットの将来の市場動向や顧客別売上見込み等

これらの見積りににおいて用いた仮定について、市場環境が変化した場合や事業計画の未達により、見直しが必要になった場合には、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

Ⅵ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 顧客との契約から生じた債権及び契約資産の内訳

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は次のとおりであります。

受取手形	2,146百万円
売掛金	70,268百万円
契約資産	3,620百万円

2. 担保資産及び担保付債務

(1) 借入金等の担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

(担保提供資産)	
建物及び構築物	938百万円
土地	3,741百万円
計	4,679百万円

(対応債務)

短期借入金	2,173百万円
長期借入金	432百万円
計	2,606百万円

(2) 取引保証金の代用として、担保に供している資産は次のとおりであります。

建物及び構築物	99百万円
土地	935百万円
投資有価証券	420百万円
定期預金	20百万円
計	1,476百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 100,301百万円

4. 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入に対して保証を行っております。

三興美比斯（北京）商貿有限公司	61百万円 (3,000千人民元)
-----------------	----------------------

5. 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額をその他の包括利益累計額の「土地再評価差額金」及び「非支配株主持分」として純資産の部に計上しております。

同法第3条第3項に定める再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）
第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地
価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が
定めて公表した方法により算出した価額に合理的調整を行って算出しておりま
す。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

同法第10条に定める再評価を行った事業用土
地の当期末における時価の合計額が当該事業用
土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回った
場合の当該時価の合計額と当該再評価後の帳簿
価額の合計額との差額

△746百万円

（うち賃貸等不動産に係る差額

812百万円）

Ⅶ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	37,591千株	－千株	4,600千株	32,991千株

2. 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	3,991千株	3,000千株	4,600千株	2,392千株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加3,000千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加3,000千株、単元未満株の買い取りによる増加0千株であります。

2. 普通株式の発行済株式および自己株式の株式数の減少4,600千株は、2025年3月28日における自己株式の消却による減少であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

① 2024年6月27日開催の第111回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 873百万円
- ・ 1株当たり配当額 26円00銭
- ・ 基準日 2024年3月31日
- ・ 効力発生日 2024年6月28日

② 2024年11月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 918百万円
- ・ 1株当たり配当額 28円00銭
- ・ 基準日 2024年9月30日
- ・ 効力発生日 2024年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2025年6月27日開催の第112回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 1,376百万円
- ・ 1株当たり配当額 45円00銭
- ・ 基準日 2025年3月31日
- ・ 効力発生日 2025年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

Ⅷ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金を、銀行等金融機関からの借入により調達しております。一時的な余資は短期的な預金等で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に従いリスク軽減を図っております。また、投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 受取手形、売掛金及び契約資産	72,414	71,484	△930
(2) 投資有価証券	12,626	12,626	－
資産計	85,040	84,110	△930
(1) 長期借入金	8,377	8,537	159
(2) リース債務	14,233	14,228	△4
負債計	22,611	22,765	154

(注) 1. 「現金及び預金」「支払手形及び買掛金」「長期借入金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 「受取手形、売掛金及び契約資産」については、「契約資産」の金額を除外して表示しております。

3. 長期借入金には短期借入金に含めている1年内返済予定の長期借入金の金額2,878百万円を含めて表示しております。

4. リース債務は流動負債及び固定負債の金額を合算して表示しております。

5. 市場価格のない株式等は、「(2) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	9,233

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	12,626	－	－	12,626

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、売掛金及び契約資産	－	71,484	－	71,484
資産計	－	71,484	－	71,484
長期借入金	－	8,537	－	8,537
リース債務	－	14,228	－	14,228
負債計	－	22,765	－	22,765

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び評価の算定に係るインプットの説明

・投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

・受取手形、売掛金及び契約資産

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、割賦取引に係る売掛金について

は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、その金利相当分を加味したそのキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスク及び経費率を加味した利率により割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅸ. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、宮城県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は737百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、減損損失は72百万円（特別損失に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度末の時価（百万円）
10,748	13,813

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

X. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 5,167円35銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 326円38銭 |

XI. その他の注記

(減損損失)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用 途	資 産 名 称 及 び 場 所	種 類	減損損失 (百万円)
エネルギー事業	小売店舗（青森県八戸市他）5件	建 物 等	191
食 料 事 業	小売店舗（山形県東根市）1件	建 物 等	34
ファーマシー事業	小売店舗（愛知県名古屋市他）15件	建 物 等	77
賃 貸 資 産	賃貸不動産（青森県青森市他）2件	土 地	12
遊 休 資 産	賃貸不動産（青森県青森市）1件	土 地	59

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業用資産のうち、ガソリンスタンドについては1店舗ごと、小売事業については1店舗ごと、それ以外は主として継続的に収支を把握している管理会計上の区分に基づいて区分し、賃貸資産及び遊休資産については、1物件ごとにグルーピングしております。

営業活動から生ずる継続した損失の計上、時価の著しい下落等があったため、上記の資産又は資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額375百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物及び構築物237百万円、土地111百万円及びその他27百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額、路線価による相続税評価額又は固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出した金額を使用し、使用価値は将来キャッシュ・フローを加重平均資本コスト（WACC）8.89%で割り引いて算定しております。

(企業結合)

取得による企業結合

1. 株式会社設備センターの取得

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社設備センター

事業の内容 LPガス、住宅設備機器の販売及び都市ガス配管工事等

② 企業結合を行った主な理由

エネルギー分野の規模の拡大により、エネルギー関連事業の競争力を高めるため。

- ③ 企業結合日
2025年2月20日
- ④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式の取得
- ⑤ 結合後企業の名称
名称の変更はありません。
- ⑥ 取得した議決権比率
100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価とする株式取得を実施したため。
- (2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
企業のみなし取得日を2025年3月31日としているため、貸借対照表のみを連結しており、損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間はありません。
- (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,111百万円
取得原価		1,111百万円
- (4) 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー他に対する報酬・手数料等 2百万円
- (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
 - ① 発生したのれんの金額
322百万円
 - ② 発生原因
今後の事業展開により期待される超過収益力であります。
 - ③ 償却方法及び償却期間
7年間にわたる均等償却
- (6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	628百万円	
固定資産	416百万円	
資産合計	1,045百万円	
流動負債	163百万円	
固定負債	91百万円	
負債合計	255百万円	

XII. 重要な後発事象

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									株主資本 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
					固 定 資 産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当事業年度期首残高	8,132	7,266	7,266	2,033	283	22,362	52,929	77,609	△4,228	88,780
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮 積立金の取崩			－		△3		3	－		－
剰余金の配当			－				△1,792	△1,792		△1,792
当 期 純 利 益			－				4,873	4,873		4,873
自己株式の取得			－					－	△5,477	△5,477
自己株式の消却			－				△6,385	△6,385	6,385	－
土地再評価差額 金 の 取 崩			－				5	5		5
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			－		△3		3	－		－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△6	－	△3,291	△3,298	907	△2,390
当事業年度末残高	8,132	7,266	7,266	2,033	277	22,362	49,637	74,310	△3,320	86,389

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当事業年度期首残高	3,804	536	4,340	93,121
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮 積立金の取崩			－	－
剰余金の配当			－	△1,792
当 期 純 利 益			－	4,873
自己株式の取得			－	△5,477
自己株式の消却			－	－
土地再評価差額 金 の 取 崩		△5	△5	－
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変 動 額 (純 額)	484	△49	435	435
事業年度中の変動額合計	484	△54	430	△1,960
当事業年度末残高	4,288	482	4,771	91,160

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております）

・市場価格のない株式

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法又は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～50年
構築物	15年～40年
機械及び装置	8年～15年
工具、器具及び備品	6年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 投資その他の資産（受益者負担金）

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- (1) 一時点での収益の認識（全事業）
当社においては、顧客に対し石油関係、食品関係、住宅設備機器関係、処方箋関係等の多岐にわたる商品の販売を行っており、顧客へ商品を引渡した時点で収益を認識しております。
- (2) 一定期間にわたる収益の認識（エネルギー事業、建設関連事業）
- ① エネルギー事業（ガスの販売）
エネルギー事業においては、顧客に対しＬＰガス等の販売を行っており、顧客のガスの使用量に基づき収益を認識しております。
- ② 建設関連事業（工事契約）
建設関連事業においては、顧客に対し建設工事やリフォーム工事を提供しており、工事の進捗度に基づき収益を認識しております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) ヘッジ会計の方法
- ・ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジによっております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を行っております。
 - ・ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ａ．ヘッジ手段：為替予約取引
ヘッジ対象：外貨建金銭債務及び外貨建予定取引
 - ｂ．ヘッジ手段：商品スワップ
ヘッジ対象：石油製品等の購入及び販売取引
 - ｃ．ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金
 - ・ヘッジ方針
当社は、「輸入取引規程」及び「デリバティブ取引管理規程」に基づき、通常の営業過程で生じる輸入取引に係る為替変動リスクや石油製品等の価格変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。
 - ・ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、その変動額等を基礎として、ヘッジ有効性を評価しております。
なお、ヘッジの有効性が高い為替予約取引及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計書書類への影響はありません。

III. 収益認識に関する注記

1. 収益を理解するための基礎となる情報

(1) 一時点での収益の認識（全事業）

当社においては、顧客に対し石油関係、食品関係、住宅設備機器関係、処方箋関係等の多岐にわたる商品の販売を行っております。

商品の販売からの収益は、商品の引渡し時点において当該商品に対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

これらの商品の販売による収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、割戻等及び消費税等の税金を控除した金額で測定しております。加えて当社の顧客に対して支払いを行っている場合で、顧客に支払われる対価が顧客からの別個の財又はサービスに対する支払いである場合を除き、顧客との契約において約束された対価からその対価を控除した金額で測定しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

なお、主に食料事業の直送取引に関しては、出荷・配送の一連の作業は他の当事者により行われており、当社は、在庫リスク及び価格裁量権を有していないことから、当該他の当事者により商品が提供されるように手配することが当社の履行義務であり、代理人として取引を行っていると判断し、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(2) 一定期間にわたる収益の認識（エネルギー事業、建設関連事業）

① エネルギー事業（ガスの販売）

エネルギー事業においては、顧客に対しLPガス等の販売を行っております。

ガスの販売は、顧客との契約に基づき使用量に応じて顧客へ請求が行われるため、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、顧客のガスの使用量に基づき収益を認識しております。

また、ガスの使用量は、毎月の検針によって測定されますが、決算月に実施した検針日から決算日までが生じた収益については、決算月の日数に対する未検針日数の割合に基づく日数按分により見積り計上しております。

当該サービスによる収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、割戻等及び消費税等の税金を控除した金額で測定しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として3カ月以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

② 建設関連事業（工事契約）

建設関連事業においては、顧客に対し建設工事やリフォーム工事を提供しております。

建設工事やリフォーム工事は、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

当該サービスの提供は、顧客との契約に基づく作業の実施又は工事費用の支払いによりサービスが移転するため、発生した原価を基礎としてインプットに基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができると判断しております。進捗度の測定は、契約ごとに、期末日までに発生した原価が、見積り総額に占める割合に基づいて行っております。

当該サービスによる収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、割戻等及び消費税等の税金を控除した金額で測定しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

Ⅳ. 重要な会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式（33,692百万円）には、子会社であるKamei Singapore Pte. Ltd.に係る関係会社株式（10,939百万円）が含まれております。

2. 会計上の見積りの内容について理解に資するその他の情報

Kamei Singapore Pte. Ltd.は、2021年8月においてEastern Green Marketing Pte. Ltd.及びAlamanda Singapore Pte. Ltd.の株式を取得しております。当該株式は各社の超過収益力を見込んで取得していることから、Eastern Green Marketing Pte. Ltd.及びAlamanda Singapore Pte. Ltd.について事業計画と実績に乖離が見られ、Kamei Singapore Pte. Ltd.グループの業績が悪化した場合には、Kamei Singapore Pte. Ltd.株式の実質価額が著しく低下し減損処理が必要となる可能性があります。

当事業年度においてKamei Singapore Pte. Ltd.の実質価額が著しく低下している状況にないことから、株式の減損処理は行っておりません。

当該株式の実質価額は、経営者によって承認された各社の事業計画を基礎としており、当該事業計画には以下の仮定が含まれております。

・ Eastern Green Marketing Pte. Ltd.及びAlamanda Singapore Pte. Ltd.：主要顧客であるシンガポール国内のスーパーマーケットの将来の市場動向や顧客別売上見込み等

これらの見積りにおいて用いた仮定について、市場環境が変化した場合や事業計

画の未達により見直しが必要となった場合には、翌事業年度において株式の減損処理が必要となる可能性があります。

V. 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 借入金等の担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

(担保提供資産)

建 物	54百万円
土 地	1,458百万円
計	1,512百万円

(対応債務)

短 期 借 入 金	2,010百万円
-----------	----------

(2) 取引保証金の代用として、担保に供している資産は次のとおりであります。

建 物	99百万円
土 地	935百万円
投資有価証券	420百万円
計	1,455百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 36,053百万円

3. 保証債務

(1) 下記の会社の金融機関等からの借入に対して保証を行っております。

Lee Huat Yap Kee Pte. Ltd.	1,478百万円
	(13,163千シンガポールドル)
Phu&Em Trading Service Co.,Ltd.	314百万円
	(50,913百万ベトナムドン)
計	1,792百万円

(2) 下記の会社の取引上の債務に対して保証を行っております。

カメイオート株式会社	1,683百万円
カメイオート北海道株式会社	190百万円
計	1,874百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

(1) 短期金銭債権	1,547百万円
(2) 短期金銭債務	825百万円
(3) 長期金銭債務	410百万円

5. 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を評価・換算差額等の「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法第3条第3項に定める再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）
第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地
価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が
定めて公表した方法により算出した価額に合理的調整を行って算出しておりま
す。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

同法第10条に定める再評価を行った事業用土
地の当期末における時価の合計額が当該事業用
土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回った
場合の当該時価の合計額と当該再評価後の帳簿
価額の合計額との差額

△1,514百万円

（うち賃貸等不動産に係る差額

618百万円）

Ⅵ. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

(1) 売上高	9,236百万円
(2) 仕入高	2,301百万円
(3) その他の営業取引高	4,529百万円
(4) 営業取引以外の取引高	1,651百万円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用 途	資 産 名 称 及 び 場 所	種 類	減損損失 (百万円)
エネルギー事業	小売店舗（青森県八戸市他）5件	建 物 等	191
食 料 事 業	小売店舗（宮城県仙台市）1件	建 物 等	34
ファーマシー事業	小売店舗（愛知県名古屋市中）4件	建 物 等	38
そ の 他 事 業	賃貸不動産（青森県青森市他）2件	土 地	12
遊 休 資 産	賃貸不動産（青森県青森市）1件	土 地	59

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業用資産のうち、ガソリンスタンドについては1店舗ごと、小売事業については1店舗ごと、それ以外は主として継続的に収支を把握している管理会計上の区分に基づいて区分し、賃貸資産及び遊休資産については、1物件ごとにグルーピングしております。

営業活動から生ずる継続した損失の計上、時価の著しい下落等があったため、上記の資産又は資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額336百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物163百万円、土地111百万円、その他62百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額、路線価による相続税評価額又は固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出した金額を使用し、使用価値は将来キャッシュ・フローを加重平均資本コスト（WACC）8.89%で割り引いて算定しております。

Ⅶ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	3,991千株	3,000千株	4,600千株	2,392千株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加3,000千株は、取締役会決議による自己

株式の取得による増加3,000千株、単元未満株の買い取りによる増加0千株であります。

2. 普通株式の発行済株式および自己株式の株式数の減少4,600千株は、2025年3月28日における自己株式の消却による減少であります。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	94百万円
共済会等留保金	16百万円
賞与引当金	293百万円
貸倒引当金	1,372百万円
投資有価証券	179百万円
関係会社株式	1,666百万円
有形固定資産	2,671百万円
無形固定資産	250百万円
その他	1,057百万円
繰延税金資産小計	7,601百万円
評価性引当額	△6,330百万円
繰延税金資産合計	1,270百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,787百万円
固定資産圧縮積立金	△127百万円
その他	△62百万円
繰延税金負債合計	△1,977百万円
繰延税金負債の純額	△707百万円
再評価に係る繰延税金負債	
土地再評価差額金	△1,715百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第134号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は53百万円増加し、法人税等調整額が2百万円減少し、その他の有価証券評価差額金が51百万円減少しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は49百万円増加し、土地再評価差額金が同額減少しております。

IX. リースにより使用する固定資産に関する注記

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引（借主側）

(1) リース資産の内容

- ① 有形固定資産
機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品
- ② 無形固定資産
ソフトウェア

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	389百万円
1年超	1,968百万円
合 計	2,357百万円

3. オペレーティング・リース取引（貸主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	177百万円
1年超	2,065百万円
合 計	2,242百万円

X. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の 名称又は 氏 名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事 業 の 内 容 又は職業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関 連 当 事 者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	カ メ イ オ ー ト(株)	仙台市 若林区	80	自 動 車 販 売 業	100.0	資 金 援 助 役員の兼任	資金の貸付	—	長期貸付金 ((注) 2.)	1,760
							利息の受取	9	—	—
							債務保証 ((注) 3.)	1,683	—	—
							保証料の 受 取	4	—	—
子会社	カ メ イ オ ー ト 北 海 道(株)	札幌市 豊平区	50	自 動 車 販 売 業	100.0	資 金 援 助 役員の兼任	資金の貸付	—	長期貸付金 ((注) 2.)	1,710
							利息の受取	9	—	—
							債務保証 ((注) 3.)	190	—	—
							保証料の 受 取	0	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. カメイオート株式会社及びカメイオート北海道株式会社への長期貸付金に対し、それぞれ1,743百万円、884百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、それぞれ203百万円、105百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

3. 取引上の債務に対して保証を行っております。

2. 役員及び個人主要株主等

種 類	氏 名	資本金又は出資金 (百万円)	事 業 の 容 内 容 又は職業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合 (%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
役 員	亀 井 文 行	－	当 社 代表取締役 会長CEO カメイ 不動産(株) 代表取締役 社 長	被所有 直接8.20	－	－	事 務 所 賃 借 料	30	－	－
			自己株式 の 取 得				1,451	－	－	
			当 社 代表取締役 会長CEO (公財)カメイ 社会教育 振興財団 理 事 長		－	－	運営資金 等の寄付	104	－	－
役員の 近親者	亀 井 昭 伍	－	当 社 相 談 役 (公財)亀井 記念財団 理 事 長	被所有 直接3.31	－	－	運営資金 の 寄 付	10	－	－

- (注) 1. 上記のカメイ不動産株式会社、公益財団法人カメイ社会教育振興財団及び公益財団法人亀井記念財団との取引は、いわゆる第三者のための取引であります。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- ① カメイ不動産株式会社との取引は、役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社との取引に該当しております。
 - ② 事務所賃借料は近隣の賃料を参考にして、同等の価格によっております。
 - ③ 公益財団法人カメイ社会教育振興財団への寄付は、同財団よりの寄付要請によるものであります。
なお、この取引は2024年2月26日の取締役会において承認されております。
 - ④ 公益財団法人亀井記念財団への寄付は、同財団よりの寄付要請によるものであります。
なお、この取引は2024年2月26日の取締役会において承認されております。
 - ⑤ 自己株式の取得については、2024年5月13日の取締役会の決議に基づき、公開買付の方法により買付価格を1株につき1,814円に行っております。

XI. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,979円13銭
2. 1株当たり当期純利益 148円79銭

- XII. 重要な後発事象
該当事項はありません。